

川崎市こども未来局社会福祉法人設立認可等事務取扱要綱

平成 23 年 4 月 1 日

23 川市こ企第 18 号

【 本 部 長 専 決 】

(目的)

第 1 条 この要綱は、こども未来局が所管する社会福祉法人の設立認可及び定款変更の認可（以下「法人設立認可等」という。）の事務を適正かつ効率的に処理するため、法人設立認可等の審査基準、設立認可の手続きその他必要な事項を定め、もって本市における社会福祉の増進に資することを目的とする。

(法人設立認可・定款変更認可審査基準)

第 2 条 法人設立認可等の事前指導及び審査は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）及び同法に基づく命令、その他関係通知によって定められている基準によるほか、この要綱に定める社会福祉法人設立認可・定款変更認可審査基準（別表）に基づき行うものとする。

(事前指導の内容)

第 3 条 社会福祉法人を設立しようとする者又は定款を変更しようとする社会福祉法人（以下「法人等」という。）に対して、設立の目的、実施しようとする事業の種類、事業の規模、法人の資産、法人の役員等法人の設立又は定款変更に必要な事項について、事前指導を行う。

(事前指導の体制)

第 4 条 前条に規定する事前指導は、法人等の所管課長（以下「所管課長」

という。)が担当職員を定めて行うものとする。

2 法人等が2以上の課の所掌事務に係る事業を行おうとする場合は、当該所管課長が協議して事務処理を行うものとする。

(事前指導の方法)

第5条 事前指導は、法人等から提出された社会福祉法人設立等計画概要(第1号様式)又は社会福祉法人定款変更概要(第2号様式)(以下「概要書」という。)及び所管課長が必要と認めて提出を求めた資料について不備がないか確認を行うものとする。

(事前指導の終了)

第6条 所管課長は、事前指導が終了したと認めるときは、社会福祉法人設立計画に係る意見書(第3号様式)を作成し、概要書及び必要な関係資料を添付して総務部監査担当課長(以下「監査担当課長」という。)に送付し審査を依頼するとともに、法人等に対し法人設立認可等申請書を監査担当課長に提出するよう指導するものとする。

(提出書類に基づく審査)

第7条 監査担当課長は、事前指導を経て提出された法人設立認可等の申請書類について、審査を行うものとする。

(審査の方法)

第8条 審査は、法人設立認可等の申請書類に基づいて、監査担当課長が作成する法人設立認可等審査調書により行うものとする。

2 法人設立認可等審査調書には、次の項目を掲げるものとする。

- (1) 法人設立等の趣意に関する事項
- (2) 定款に関する事項
- (3) 社会福祉事業及び公益事業に関する事項
- (4) 法人の名称及び事務所の所在地に関する事項

- (5) 理事及び理事会に関する事項
- (6) 監事に関する事項
- (7) 職員に関する事項
- (8) 評議員及び評議員会に関する事項
- (9) 会員制度に関する事項
- (10) 資産及び資金に関する事項
- (11) 収益事業に関する事項
- (12) 解散及び合併に関する事項
- (13) その他必要な事項

(審査委員会)

第9条 監査担当課長は、法人設立認可等を行おうとするときは、審査委員会を開催して、委員会に法人設立認可等の適否の審査を依頼するものとする。ただし、軽微な定款変更については、委員会による審査を要しないものとする。

2 審査委員会の設置について必要な事項は、別に定める。

(認可の決定)

第10条 法人設立の認可については、審査委員会の結果を踏まえて市長が決定するものとする。

(法人設立認可等の事務の完了)

第11条 監査担当課長は、法人設立認可等の事務が完了したときは、関係書類を保管するとともに、法人に認可書及び概要書を、各所管課長に認可書の写し及び概要書の写しを送付して設立認可等の連絡を行うものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか法人設立認可等の事前指導又は審査

に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

川崎市子ども未来局社会福祉法人設立認可・定款変更認可審査基準

項目	指導事項
I 事業計画	
1 社会福祉事業 2 公益事業 3 収益事業	(1) 地域福祉推進の拠点となる機能を取り入れた事業が行われるための土地・建物の確保がなされていることが望ましいこと。 (2) 施設設置にあたっては、施設の適正配置等の観点から川崎市総合計画等との調整が図られていること。 (3) 施設設置に対し、地域住民の協力及び理解を得ること。 (4) 施設設置にあたっては、総事業費（土地購入費、施設建設費、設計管理委託料及び初度調弁費）に対する自己資金（寄附金を含む。）、補助金、借入金の計画及び借入金に対する返済計画、担保物件の提供等、具体的な資金計画があること。 (1) 公益事業を経営する場合には、本来事業の経営が損なわれることがないように十分配慮すること。 (2) 地域作業所及び生活ホーム等を経営する場合には、定款に具体的に記載すること。 (1) 収益事業を経営する場合には、本来事業の経営が損なわれることがないように十分配慮すること。
II 役員等	
1 理事	(1) 理事の中に原則として同種又は類似の社会福祉事業についての知識経験を有する者が参加していること。
III その他	
1 名称 2 諸規程の整備	(1) 法人・施設の名称は、理事長等の個人名から引用することは望ましくないこと。 (2) 市内において同一名称の法人・施設がないこと。 (3) 事業内容とかけ離れた名称や長すぎた誇大な名称でないこと。 (1) 法人運営に関する各種規程案があることが望ましいこと。 ア 組織及び職制に関する規程 イ 就業規程 ウ 経理規程 エ その他必要と認められる規程

社会福祉法人設立等計画概要

(新設及び追加事業計画)

年 月 日提出

法人名称		施設名称		施設種類		定員	人		
法人所在地			電話		施設所在地				
設立当初の役員	年齢	親族関係等	住 所		職業 (公職を含む)	社会福祉関係			
理事長									
理 事									
”									
”									
”									
”									
監 事									
”									
評議員									
”									
”									
”									
”									
”									
”									
”									
基 本 財 産			そ の 他 財 産			寄附の状況			
土地	面 積	金額 (評価額)	土地	面 積	金額 (評価額)	1 土地			
	m ²	千円		m ²	千円				
建物	m ²	千円	建物	m ²	千円			2 現金	
現金		千円	現金		千円				
公 益 事 業 財 産			収 益 事 業 財 産			3 その他			
土地	面 積	金額 (評価額)	土地	面 積	金額 (評価額)				
	m ²	千円		m ²	千円				
建物	m ²	千円	建物	m ²	千円				
現金		千円	現金		千円				
合 計		千円							
不 動 産 の 所 有 状 況	所 在 地	面 積	評価額 千円	担 保 提 供 状 況					
				提供年月日	借入金 (千円)	償還期限	承認の有無	備 考	
	土地								
	建物								

その他財産（現金）の用途				施設 建設 建設 建設 財 源	国・縣市補助金	千円
建設費充当額	千円	建設費に占める割合	%		補助金	千円
運転資金	千円	年間事業費の 1/12	千円		借入金	千円
その他	千円	より 多・少			自己資金	千円
					合計	千円

事業	社会福祉事業	種 類 及 び 名 称		事業開始年月日	定 員	備 考
		第 1 種				
		〃				
		第 2 種				
	公益事業					
	収益事業					

施設 長	氏 名	年 齢	住 所	職 業	法令等に定める資格の有無

施設の必要性及び
既存施設の状況

職員数	人（要資格者）	国の配置基準
-----	---------	--------

設置後の運営
（事業内容）

敷地を他から借りる場合

所有者名	法人との関係	面積 m ²	地上権設定	担保提供	借料（年額）	借地料の寄附者

借入金 の状況	借入先	借入目的	借入金額	利率	契約年月日	借入期間	償還財源寄附者金額
	合 計						

借入金に対する寄附金贈与契約

契 約 者	年 齢	職 業	年間所得又は利益	契約最高年次額	寄附総額	利子補給額等

その他参考事項

主たる事務所の所在地		〒					備考
法人の名称					電話		
理事長	氏名	就任年月日	年齢	住所			
		・	・				
設立認可年月日	年	月	日	設立登記年月日	年	月	日
定款変更事項	1						
	2						
	3						
事業	種類及び名称		所在地	事業開始年月日	定員		
	社会福祉事業	第1種			・	・	
		〃			・	・	
		第2種			・	・	
	事業の概要			事業開始年月日			
	公益事業				・		
	収益事業				・		
	その他				・		
役員等	理事(定数 現員)		監事(定数 現員)		評議員(定数 現員)		
	役職	氏名	就任年月日	職業	社会福祉に関する知識経験の有無	理事会等への出席回数	
						年開催数/出席数	
施設長	施設名	氏名	就任年月日	年齢	職業	法令に定める資格の有無	
区分	開催年月日	出席者数	決議事項				
理事会		人					
評議会							
事業運営概要							

定 款 変 更 項 目	定 款 変 更 内 容 説 明

注 1 指示のあった参考資料は添付すること。

注 2 提出部数は 2 部とすること。

社会福祉法人設立計画に係る意見書

1 法人の名称	
2 設置しようとする施設種別(又は事業)	
3 施設等の名称	
4 設置しようとする施設の必要性について	
5 市の総合計画との整合性について	
6 施設建設計画等の妥当性について	
7 施設の設置基準等の適合性について	
8 法人及び施設等の経営見通しについて	
9 法人設立当初の資産について	
10 財産の贈与について	
11 役員の子定者について	

社会福祉法人設立計画等の協議に係る意見は、上記のとおりです。

年 月 日

様